

平成17事業年度

事業報告書

第1期

自 平成17年 4月 1日

至 平成18年 3月31日

公立大学法人 首都大学東京

(目 次)

公立大学法人首都大学東京の概要

1. 公立大学法人首都大学東京の基本的な目標	1
2. 業務内容	2
3. 事業所等の所在地	2
4. 資本金の状況	2
5. 役員の状況	2
6. 職員の状況	4
7. 学部等の構成	4
8. 学生の状況	4
9. 設立の根拠となる法律	5
10. 沿革	5
11. 経営審議会・教育研究審議会	5

事業の実施状況

I. 首都大学東京に関する実施状況	7
II. 産業技術大学院大学に関する実施状況	14
III. 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、 東京都立短期大学に関する実施状況	16
IV. 法人運営の改善に関する実施状況	16
V. 財務運営の改善に関する実施状況	21
VI. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する実施状況	22
VII. その他業務運営に関する実施状況	23
VIII. 予算、収支計画及び資金計画	24

公立大学法人首都大学東京事業報告書

公立大学法人首都大学東京の概要

1. 公立大学法人首都大学東京の基本的な目標

<基本理念>

公立大学法人首都大学東京は、「大都市における人間社会の理想像の追求」を使命とし、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、教育研究機関や産業界等との連携を通じて、大都市に立脚した教育研究の成果をあげ、豊かな人間性と独創性を備えた人材を育成し、人間社会の向上・発展に寄与する。

<首都大学東京の重点課題>

首都大学東京は、大都市に共通する次の3つを重点課題として取り組む。

- ① 都市環境の向上
- ② ダイナミックな産業構造を持つ高度な知的社会の構築
- ③ 活力ある長寿社会の実現

<教育>

学生にとって、大学は生きた学問を修得できる場となるべきである。意欲ある学生一人ひとりの自主性を尊重し、大都市の特色を活かした教育を実施し、広く社会で活躍できる人材の育成を図る。

<研究>

「大都市」に着目した高度な研究を推進し、大学の存在意義を世界に示す。大学の使命に対応した研究に、学術の体系に沿った研究を有機的に結合させ、研究を推進する。

<社会貢献>

都政との連携を通し、東京都のシンクタンクとしての機能を発揮するとともに、企業、民間非営利団体（NPO）、教育研究機関、行政機関等と協力、連携し、大学の教育研究成果を社会に還元し、都民の生活・文化の向上・発展、産業の活性化に貢献する。「地場優先」の視点に立って大都市東京の現場に立脚した教育研究及びその成果の地域への還元に取り組む。

<4大学の教育の保障>

東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学は、平成22年度末までの間において在学生在がいなくなった段階で順次廃止することとし、そ

の間、在学生に対して教育責任を果たすため、適切な対応を行う。

<法人運営>

地方独立行政法人として、組織、人事、財務などの経営の基本的な事項を自己責任のもと実施し、自主的・自律的な運営を行う。

また、効率的な業務執行を行うとともに、人事制度や財務会計制度を弾力化する。経営努力により生み出された財源等を原資として新たな教育研究等の発展につなげる仕組みを作り、時代のニーズを先取りする戦略的な大学運営を実現する。

2. 業務内容

- ①首都大学東京を設置し、これを管理すること。
- ②学生に対して、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- ④公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- ⑥前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3. 事業所等の所在地

法人本部所在地	東京都新宿区
南大沢キャンパス	東京都八王子市
日野キャンパス	東京都日野市
荒川キャンパス	東京都荒川区
晴海キャンパス	東京都中央区
昭島キャンパス	東京都昭島市
新宿サテライトキャンパス	東京都新宿区
飯田橋キャンパス	東京都千代田区
秋葉原サテライトオフィス	東京都千代田区

4. 資本金の状況

71,549,195千円（平成18年3月31日現在）

5. 役員状況

役員の数値は、地方独立行政法人法第12条及び公立大学法人首都大学東京定款第9条により、理事長1人、副理事長2人以内、理事3人以内及び監事2人以内。任期は公立大学法人首都大学東京定款第14条の定めるところによる。

役職	氏名	任期	主な経歴	
理事長	高橋 宏	平成 17 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日	昭和 31 年 3 月 63 年 6 月 平成 2 年 6 月 5 年 6 月 7 年 6 月 8 年 6 月 13 年 6 月 15 年 6 月 17 年 4 月	日本郵船株式会社 同社代表取締役及び 常務取締役 同社代表取締役及び 専務取締役 同社代表取締役副社長 郵船航空サービス株式 会社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社取締役相談役 公立大学法人首都大学 東京理事長
副理事長	西澤 潤一	平成 17 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 3 月 31 日	昭和 28 年 4 月 昭和 29 年 5 月 昭和 37 年 12 月 昭和 43 年 5 月 昭和 58 年 4 月 平成 2 年 4 月 平成 2 年 11 月 平成 10 年 4 月 平成 17 年 4 月	東北大学電気通信研究 所助手 東北大学電気通信研究 所助教授 東北大学電気通信研究 所教授 (財)半導体研究振興会 半導体研究所長 東北大学電気通信研究 所長 東北大学名誉教授 東北大学総長 岩手県立大学長 公立大学法人首都大学 東京学長 (副理事長)
副理事長	村山 寛司	平成 17 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 3 月 31 日	昭和 49 年 4 月 平成 16 年 7 月 平成 17 年 4 月	東京都 東京都大学管理本部長 公立大学法人首都大学 東京事務局長 (副理事 長)
監事	守屋 俊晴	平成 17 年 4 月 1 日 ～平成 19 年 3 月 31 日	平成 6 年 4 月 平成 10 年 11 月	中央商科短期大学教授 公認会計士試験・第二

			平成13年 2月	次試験試験委員 農林水産省・政策評価 会委員
			平成14年 4月	東京都包括外部監査人
			平成17年 4月	公立大学法人首都大学 東京監事（非常勤）

6. 職員の状況（平成17年5月1日現在）

教員総数 702人

教員以外の職員総数 403人

7. 学部等の構成

(1) 首都大学東京

学部：都市教養学部（人文・社会系、法学系、経営学系、理工学系）、都市環境学部、システムデザイン学部、健康福祉学部

研究科：人文科学研究科、社会科学研究科、理学研究科、工学研究科、都市科学研究科、保健科学研究科

(2) 東京都立大学

学部：人文学部、法学部、経済学部、理学部、工学部

研究科：人文科学研究科、社会科学研究科、理学研究科、工学研究科、都市科学研究科

(3) 東京都立科学技術大学

学部：工学部

研究科：工学研究科

(4) 東京都立保健科学大学

学部：保健科学部

研究科：保健科学研究科

(5) 東京都立短期大学

8. 学生の状況（平成17年5月1日現在）

大学名	学部等	大学院	合計
首都大学東京	1,630	747	2,377
東京都立大学	3,669	1,013	4,682
東京都立科学技術大学	632	164	796
東京都立保健科学大学	600	51	651
東京都立短期大学	461	0	461

合 計	6,992	1,975	8,967
-----	-------	-------	-------

9. 設立の根拠となる法律

地方独立行政法人法

10. 沿革

(1) 首都大学東京

平成17年4月設置

(2) 東京都立大学

昭和24年 東京都立大学設置

平成 3年 八王子市南大沢の現校地へ全学移転

(3) 東京都立科学技術大学

昭和29年 東京都立工業短期大学設置

昭和35年 東京都立航空工業短期大学設置

昭和47年 東京都立工科短期大学設置（上記2短大を統合）

昭和61年 東京都立科学技術大学設置（4年制に移行）

(4) 東京都立保健科学大学

昭和61年 東京都立医療技術短期大学設置

平成10年 東京都立保健科学大学設置（4年制に移行）

(5) 東京都立短期大学

昭和29年 東京都立商科短期大学設置

昭和34年 東京都立立川短期大学設置

平成 8年 東京都立短期大学設置(上記2短大を統合)

11. 経営審議会・教育研究審議会

○経営審議会

氏 名	役 職
高橋 宏	理事長
西澤 潤一	副理事長（首都大学東京学長）
村山 寛司	副理事長（事務局長）
清成 忠男	法政大学 学事顧問
川村 隆	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長・代表執行役
守屋 俊晴	監事（新日本監査法人代表社員）
高見 之雄	弁護士

○教育研究審議会（首都大学東京及び4大学の拡大開催出席者）

氏名	役職
西澤 潤一	学長
村山 寛司	事務局長
前田 雅英	都市教養学部長
井上 晴夫	都市環境学部長
石島 辰太郎	システムデザイン学部長
繁田 雅弘	健康福祉学部長
上野 淳	基礎教育センター長
吉岡 正幸	産学公連携センター長
神崎 繁	都市教養学部人文・社会系長
木村 光江	都市教養学部法学系長
山崎 志郎	都市教養学部経営学系長
奥村 次徳	都市教養学部理工学系長
佐藤 英行	都立大学理学研究科長
鈴木 浩平	都立大学工学研究科長
中林 一樹	都立大学都市科学研究科長
岩崎 正吾	短期大学学務部長

事業の実施状況

I. 首都大学東京に関する実施状況

首都大学東京にとって開学初年度である平成17年度は、「大都市における人間社会の理想像の追求」という大学の使命の実現に向け、基礎ゼミナールや都市教養プログラムをはじめとする新しい基礎・教養教育、学生サポートセンターを中心とした多面的な学生支援、都政との連携研究やオープンユニバーシティの開設等による都民・社会への研究成果の還元など、新しい大学にふさわしい特色ある取組を開始し、並行してその実施体制の整備を図りながら、大学の教育研究活動を軌道に乗せていくことができた。また、平成18年度からの大学院の再編に向けて、新しい大学の理念を踏まえ、着実に準備を進めた。

平成18年度は、17年度に構築した仕組みを検証し、取組の改善及び強化を図っていく。

1 大都市の様々な課題を解決しリーダーシップを発揮し得る人材の育成

平成17年度は、学生の自ら考える力を育てるため、特徴的な基礎・教養教育の仕組みや、単位バンクシステムに基づく新しい履修の仕組みを導入して実施に移した。同時に、教育の質の改善・向上に向けて、全学的なFD活動を組織して、基礎・教養教育を中心にその評価・検証に取り組んだ。この成果を更に次年度以降へ活かしていく。

(1) 新たな基礎・教養教育の取組

首都大学東京の基礎・教養教育は、社会の各分野で活躍できる人材を育成するため、大学で学ぶための基礎的な知識や技術、ものの見方や考え方を学ぶことにより、大都市をはじめとする社会の様々な課題を的確に捉え、自ら考え、その解決策を生み出していくことができる力を身に付させることをねらいに、以下のプログラムを配置している。

「**基礎ゼミナール**」は、大学に入学した1年次の学生に対して、受け身な態度ではなく、自ら調べともに考える、より積極的な学習方法を学ばせることを目指して、1年次前期に全学部共通の必修科目として導入し、学部を横断したクラス編成を行い、1クラス25人程度の規模で74クラスを開講した。様々な視点を持つ学部の学生が共同して調査・発表・討論を行うことにより、表現力やプレゼンテーション能力などを習得するだけでなく、知的刺激を与え合う効果や、豊かな人間関係の形成を促す効果も得ることができ、1年目としては順調なスタートを切ることができた。

その他、全学生の必修としている科目には、「実践英語」と「情報リテラシー実践I」がある。**実践英語**は、小人数クラス(25名、各75クラス)編成により、NSE(Native Speaker of English)講師によるオーラル・コミュニケーション及びライティングの訓練と、日本人教員による専門教育に必要な多様な英文を読みこなす力をつける授業を組み合わせ、「読む・書く・聞く・話す」の英語実践力を育成することをねらいに実施した。

情報リテラシー実践Ⅰは、ITをツールとして活用するだけでなく、情報の収集、分析、編纂、伝達・発信、コミュニケーションといった情報対応能力の向上を目指して、学部・系別ごとにクラスを編成し、1年次前期に36クラスを開講した。学生へのアンケートでは、半数以上の学生から、情報の活用力が身に付いたという回答が得られた。

また、選択必修科目として「都市教養プログラム」を設けた。これは、都市に関する4つのテーマ（文化・芸術・歴史、グローバル化・環境、人間・情報、産業・社会）から1つを選択し、4つの学問体系と実験・体験型科目（インターンシップ）から学際的・総合的に学ぶ教養プログラムである。毎回異なる都政の実務者を招いて、行政現場から見た都政の現状などについて講義する「都庁の仕組みと仕事」や、具体的な医療事故や航空機事故を取り上げ、豊富なスライドを用いながら、こうした事故の要因となるヒューマンエラーを引き起こした機器の設計の問題を取り上げた「安全性の科学」など、文系・理系を問わず、学生の知的好奇心に訴える授業を、前期に61コマ、後期に72コマを開講した。

この都市教養プログラムの「実験・体験型科目」という位置付けで、様々な課題を抱える大都市の現場に直接触れ、問題意識の醸成や主体的に取り組む能力の育成を図るため、東京都関係の事業所等を受入先とする「現場体験型インターンシップ」を実施し、約400名の学生が履修した。事後指導時の学生アンケートの回答を見ると、職業観・勤労観や将来に対する考え方が変わったという感想が多かった。

これらの基礎・教養教育を総合的に統括する全学組織として**基礎教育センター**を設置し、その責任者として基礎教育センター長を置いて、基礎・教養教育全体の調整に努力した。

(2) 教育の成果を検証し進化・発展させるFD活動

首都大学東京は、開学と同時にFD委員会を組織し、上に述べた新しい仕組みによる基礎・教養教育の検証・改善に着手した。基礎・教養教育全般、都市教養プログラム、実践英語それぞれについて**学生及び授業担当教員を対象にアンケート評価**を行い、その集計・分析結果を公表するとともに、個々の授業科目に関する集計結果を授業担当教員にフィードバックした。

また、他大学の先進的な取組を聞く**FD講演会**や、授業評価で好評だった授業担当教員に取組内容を発表してもらう**FDセミナー**などを開催し、それらの内容を冊子やホームページで広く公開した。

これらにより、個々の授業の内容・方法だけでなく、基礎・教養教育の仕組みやシラバス、テキスト、時間割編成の改善を図った。

今後は、この取組を専門教育も含めた授業科目全体や部局別の取組にも広げていく予定である。

(3) 単位バンクシステムの導入

学生の将来設計に合わせた多様なカリキュラム設計や、選択の幅を広げるための学外の教育資源の積極的な活用等をねらいとして、「単位バンクシステム」を導入した。

平成17年度はシステムデザイン学部を中心に導入を図り、他大学科目（2大学2科目）を認定して登録した。また、平成18年度から新たな授業科目として「特定社会活動」を設け、国際協力機構の「海外青年協力隊」に参加する活動を単位認定の対象とすることとし、学位設計委員会等で十分な検討を行うなど、制度構築のための準備を行った。

2 きめ細かな学生支援体制の構築

首都大学東京の開学に伴い、学生生活全般における学生支援を中心に担う学生サポートセンターを設置した。この学生サポートセンターと基礎教育センター、各学部の教員の連携を強化し、学生一人ひとりが自ら描く将来像に向かい目的意識を持って充実した大学生活を送ることができるよう、様々な指導・支援を行う体制を整備した。今後、この体制を基盤として、学生支援機能をさらに強化していく。

教員による専門的な履修相談・履修指導としては、基礎教育センターを中心とする全学的な体制を構築するとともに、各学部においても学年担当教員を置くなどのきめ細かな対応をとった。これに加え、キャリア形成支援に関し専門的知識を持つ学修カウンセラーを新たに3名配置し、「ファースト・イヤー・エクスペリエンス」(FYE：新入生を対象とした大学への導入支援)及び「キャリア・ディベロップメント・プログラム」(CDP：自律を促す職業選択の動機付け)の実施やキャリア・カウンセリングなどの活動を展開し、学生の自律的な進路選択のための支援を行った。また、学生相談室においては、専門の心理カウンセラーが適応相談により、個々人の問題解決を援助した。今後さらに、各学部における教員の教育活動と学修カウンセラー等の活動との連携を図っていく。

新たに就職課を設置し、そのもとに就職カウンセラー2名を配置して、就職相談や企業セミナー(40回開催)等の就職支援の充実を図った。これらの取組により、学生の就職相談の利用件数が1,246件(都立大学を含む)となり、昨年度(都立大学)の306件と比べ、大幅に増加した。この結果、平成17年度卒業者のうち就職希望者の就職率(3大学・学部生)は94.7%と、前年度(92.7%)に比べ2.0%改善された。

なお、平成18年度から学生に対する表彰制度の一環として、成績優秀者の授業料減免制度を導入するため、基準等の整備を行った。

3 アドミッション・ポリシーを明確にした入学者選抜による学生受入れ

大学の基本理念を踏まえ、「知的好奇心にあふれ、未知のものにチャレンジする人」など大学全体のアドミッション・ポリシー(求める学生像)とコース等ごとのものを定めて公

表し、これに基づいた特色ある入学者選抜を実施した。

一般選抜以外に、**多様な入試**を実施し、各専門分野への関心・意欲、知的好奇心、チャレンジ精神、目的意識等、一般選抜では測りにくい能力や資質を持つ学生の受入れに努めた。特に、都市教養学部理工学系生命科学コース及び都市環境学部地理環境コースでは、一定期間のゼミナールや実験を受講させ、その間の履修成績や面接等により選抜を行う**ゼミナール入試**を実施し、その実績を受け、生命科学コースでは、ゼミナール入試による学生募集枠を拡大することとした。

また、教職員が一体となって、指定校推薦の対象高校や入学実績のある高校を中心に高校訪問（17年度実績44校）を行ったり、健康福祉学部における出張講義や都市教養学部理工学系各コースにおけるオープンラボ（研究室一般公開）を実施したりするなど、入試広報を積極的に展開した。

4 新しい大学の理念に基づく大学院の再編

平成18年度に行う研究科の再編成に向けて、新大学院設置の理念及び研究科ごとの特性を十分踏まえ、体系的な知識の修得と専門分野の研究技法、技術の修得とのバランスの取れた教育課程編成に取り組むとともに、特色ある教育プログラムを実施した。

首都大学東京の大学院は、平成17年度の開学時点では、研究科・専攻の構成、学生定員について、統合前の各大学の大学院の構成を引き継いだ形で発足した。

平成18年度から大学院を新しい大学の理念に基づく内容及び構成とするため、教育課程の編成等の検討を行い、大学の使命と3つの重点課題に対応した視点と、学術の体系化の視点との2つの軸を有機的に結合させ、総合大学としてのメリットを生かす形で、**6研究科21専攻に再編**することとした。この再編のための文部科学大臣あて届出に当たり、大学設置・学校法人審議会による教員の資格審査は省略されたが、大学の判断により、大学院の教育研究基盤の質的保障を図るため、学内に大学院教員審査のための体制を構築し、外部委員の協力も得て、大学院の授業科目を担当する予定の全教員について独自に審査を行った。

理学研究科（平成18年度から理工学研究科等に再編）では、文部科学省の新規事業である「**魅力ある大学院教育**」イニシアティブに応募し、2件が採択された。この事業は、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な教育の取組を重点的に支援するものである。

物理学専攻と化学専攻の共同プログラムでは、物理と化学の融合した視野の広い研究者を養成することを目指し、学際的講義科目の設置、専攻間協力による相互アドバイザー制度の導入などに取り組んだ。また、生物科学専攻では、異分野経験を通じて独創的思考力と高い問題解決力を持つ研究者を養成することを目指し、東京都にある豊富な試験研究機

関や高等学校等を活用したインターンシップやアウトリーチ（高校生向けの研究成果の普及活動など）に取り組むとともに、研究コミュニケーション技術、科学英語論文の書き方など、説明力やコミュニケーション能力の向上を目的とした授業科目を充実させた。

採択された2件のプログラムは、学際・境界領域における教育研究を強化するもの、及び東京都の大学という特徴を生かして試験研究機関、都庁、高等学校、都内企業等との連携を推進するものであり、大学の使命や大学院再編の理念に沿った内容となっている。

また、社会科学研究科の**法曹養成専攻（法科大学院）**と**経営学専攻（ビジネス・スクール）**はそれぞれ、前者は高度な能力を備えた法律家の養成、後者は組織や制度の枠組みの変革・創造を担う企業家・経営者・管理者の養成という明確な目的に基づき、人材育成に取り組んだ。

なお、工学研究科建築学専攻において、医療施設の設計に携わる社会人学生を博士後期課程に受け入れ研究指導を行った結果、修業年限の短縮により1年間で課程を修了し、平成18年3月、**首都大学東京大学院初の修了者（課程博士）**が誕生した。

5 大都市の課題解決と学術の体系化の視点からの研究活動の推進

首都大学東京の当面の**重点研究分野**として、大学の使命に合致し、文系・理系ともに既に研究の素地を有する「**都市形成に関する研究**」を設定した。こうした観点を踏まえ、運営費交付金を財源とする一般財源研究費による研究、外部資金による受託研究や提案公募型研究、代表的な競争的研究資金である科学研究費補助金による研究など、大学の研究活動全体として、大学の使命に対応した研究と学術の体系に沿った研究とを有機的に結合させて推進するよう努めた。

特に、一般財源研究費については、研究成果を首都大学東京全体及び学部の教育研究に生かすことを目的とする傾斜的研究費を戦略的・効果的に配分し、意欲ある教員を励まし、研究活動を活性化させるための取組を推進した。また、平成18年度に向けて、その取組をさらに発展・強化させる仕組みを構築した。

平成17年度の一般財源研究費については、基盤的研究に資する基本研究費のほか、競争的な配分を行う**傾斜的研究費**について、「**大都市の課題解決につながる研究**」、「**教育改善研究**」、「**若手研究者奨励研究**」という3つの研究テーマを設定し、**戦略的・重点的配分**を行うとともに、成果発表会による成果の公表を義務付け、事後評価を強化した。

平成18年度の一般財源研究費配分について検討を行い、17年度の方針をさらに発展させ、学外に向かって競争力を高めるための基礎・基盤を強化するとともに、大学の使命実現に向けてより戦略的、重点的な活用を行うこととした。傾斜的研究費の全学分については、**大学の特徴をアピールし、その強みを発展させる研究テーマ**として、「**都市形成に関わる研究**」及び「**特徴ある教育プログラム開発をめざす研究**」を設定し、重点的に配分する方針を決定した。中でも、COEや特色GP、現代GPにつながるような研究は、戦略

分として大型化・複数年度化することとした。

また、傾斜的研究費のうち、部局長のリーダーシップの下、各部局の特性に応じた活用に資するための部局分については、全学の基本方針に基づき、**若手研究者の研究活性化**を図ることとした。

工学研究科（平成18年度から都市環境科学研究科等に再編）建築学専攻の**21世紀COEプログラム**「巨大都市建築ストックの賦活・更新技術育成」は、平成17年度は5年間の拠点形成期間のうち3年目を迎え、21世紀COEプログラム委員会による中間評価を受けた。この評価結果にも留意しながら、「団地型集合住宅のストック改善」、「公共施設の利用構造解析と再編成（多摩ニュータウン等）」、「神田地区における空地リニューアルによる町並み再生に関する実践的研究提案」等のプロジェクト研究をさらに推進した。

競争的研究資金等の獲得等の応募に関する情報提供等を充実させるため、新たに研究支援室を設置するなど支援体制の整備を行った。

科学研究費補助金申請については、全学方針の策定、研究計画調書の質の向上を図る説明会の開催など、平成18年度分の採択向上に向けた取組を行い、全学において積極的な申請に向けて取り組んだ結果、平成18年度申請件数は449件となり、17年度申請数より87件（24%）増加した。

共同研究、受託研究、特定研究寄附金、提案公募型研究等の外部資金については、外部資金受入説明会の開催や、各技術分野・経営分野及び各キャンパス主担当のコーディネータの配置による資金獲得の体制整備など、積極的な獲得に向けての取組を行い、計画数を上回る計258件の獲得実績があった。

6 シンクタンクとしての役割を果たすための都政との連携

都政との連携を図り、大学の教育研究成果を活かした取組を通じ、都政や社会に貢献するとともに、大学の教育研究のより一層の活性化を図った。平成17年度は、都政の課題解決や施策展開に積極的に提案を行い、連携強化のための努力をした。

東京都が設立した大学として、**都政とのパートナーシップ**を構築するため、大学の研究成果に対する東京都各局からの期待や依頼に積極的に応えとともに、都の連携施策推進会議を通じて提案や協議を行った結果、東京都との多様な連携が成立した。

まず、東京都の施策に資する調査・研究として、「青少年をめぐる環境の総合的な調査分析」（青少年・治安対策本部と都市教養学部人文・社会系、法学系及び都市政策コース）、「漁場の荒廃・海の異変対策」（産業労働局と都市教養学部理工学系及び都市環境学部）など、当初実施予定の14件を上回る18件の連携事業を実施した。

また、水道局とは水道分野における共同研究、研修の実施及び人的交流を進めるため、包括的な連携協力協定を締結し、「小河内貯水池富栄養化のメカニズムと水質改善のための調査研究」（都市環境学部）などの共同研究を行った。

都立文化施設との連携については、関係教員と文化施設の学芸員の懇談会を開くなど、文化施設を管理運営する東京都歴史文化財団との間で調整を進めた結果、今後恒常的により一層の連携協力を推進するため、文化施設を活用した学生教育に関する協力、研究交流の実施、東京都の文化振興に関する協力や、学生の常設展入館料の免除などを内容とする覚書を締結した。この覚書に基づき、当面、都市教養学部人文・社会系国際文化コース表象言語論分野とシステムデザイン学部インダストリアルアートコースを中心に連携協力を進めていくこととした。

7 研究成果を積極的に社会に還元する産学公連携の推進

大学における学術研究の成果を広く社会に還元し、地域産業の振興や文化の発展に寄与するため、産学公連携センターを設置し、企業や研究機関とのネットワーク作りを積極的に進め、次年度以降への基盤づくりを行った。

平成17年4月、首都大学東京のスタートとともに、これまで都立の4大学の産学公連携窓口として活動を推進してきた「産学公連携推進準備室」を母体に、知的財産マネージャ3名や産学公連携コーディネータ6名の配置を充実するなど体制整備を行い、新たに「産学公連携センター」を開設した。

企業からの共同研究・受託研究や技術的課題に対する相談の受付窓口として対応するため、大学におけるこれまでの成果をシーズ集として整備し、企業の「ニーズ」を探りながら、大学の連携を深め、大学と企業との技術の橋渡しを行った。

また、区部における企業連携を強化するため、秋葉原ダイビルにサテライト・オフィスを設置した。

大学独自の取組として、産学公連携の推進に資する研究事業をリーディング・プロジェクトとして位置付け、研究費支援等の条件整備等を重点的に行った。平成17年度は学内公募により、①企業等との共同研究、②萌芽的研究支援、③自治体・国等との共同事業、の3つの分野から選定を行い、9件を採択した。

また、地域ネットワークの構築を目的として、東京都及び関係市5市との間に「産学公連携サポートネットワーク」を発足し、市の課題・要望を聴取及び、大学の研究事例や産学公連携センターの活動等の情報交換を行った。

産学公連携センターの知的財産本部では、特許出願支援等、知的財産保護の体制を整備した。平成17年度は、教員発明者から65件の発明届が提出され、知的財産マネージャの迅速な評価により39件の案件が特許出願済みであり、出願準備中のものが10件ある。また、5件が著作物・成果有体物として大学への譲渡を受けており、成果有体物1件、著作物2件の民間企業への知的財産移転の準備を行った。

8 オープンユニバーシティの開設等、都民への知の還元

オープンユニバーシティを開設し、生涯学習や継続学習などの社会ニーズに応え、大学に蓄積された教育研究の成果を都民へ還元した。平成18年度以降、受講者のニーズ等を踏まえ、規模・内容ともに順次拡大していく。また、図書情報センターの一般開放を推進し、大学が所蔵する豊富な学術情報を都民に還元する取組をすすめた。

平成17年6月に生涯学習の拠点としてオープンユニバーシティを開設し、都民への知の還元として、主に首都大学東京の教員が講義を提供した。利用者の利便性をはかるため、飯田橋キャンパス（東京区政会館内）を開設したほか、都内各所に設置された学部キャンパスや関連施設を有効活用し、東京全体をキャンパスにして講座を展開した。

平成17年度は、一般講座（「セラピストと運動指導者のためのサイエンス」、「高齢者のシーティング」等）、開設記念特別講座（講師：国井 雅比古氏、米長邦雄氏）等、149講座を開講し、延5,592名が受講した。18年度講座は、平成17年度から倍増し、国公立大学の中では最大規模となる講座数（前期184講座、後期とあわせ300講座）の開講に向けて準備を進めている。

東京都の大学としての強みを活かし、東京都各局、芸術・文化施設、研究機関と連携して開講する「連携講座」など、魅力ある系統的かつ多面的な講座を提供した。連携講座の例としては、「ボランティア・レンジャー養成講座」（東京都環境局）、「生命を支える分子の働き」（東京都臨床医学総合研究所）、「古文書講座」（江戸東京博物館）等である。また、特別区協議会との共催により、特別講演「地球温暖化と都市のヒートアイランド」を開催した。

さらに、東京都の監理団体研修、公会計制度講座などを開講し、自治体の職員研修を支援する取組を行った。

図書情報センター本館において、大学が所蔵する豊富な学術情報を都民に還元するため、都内在住・在勤者を対象として、平成17年10月、新たに貸出サービスを開始し、利用者527名（10月以降）、及び貸出冊数342冊の実績（平成18年3月末日現在）があった。

II. 産業技術大学院大学に関する実施状況

高度専門技術者の育成を目指し、特色ある教育研究および社会貢献に取り組む専門職大学院大学である「産業技術大学院大学」について、平成17年6月の文部科学省への設置認可申請及び平成17年12月の設置認可を受け、また、大学説明会及び入学試験等を実施するなど、平成18年4月の開学へ向けた準備を行った。

1 概要

- (1) 目的 東京の産業力アップ、アジアとの競争力の強化などを旨とし、専門知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的とする。
- (2) 開設時期 平成 18 年 4 月
- (3) 所在地 東京都品川区
- (4) 研究科等 産業技術専攻科情報アーキテクチャ専攻（専門職学位課程）
- (5) 入学定員 50 名、収容定員 100 名（情報アーキテクチャ専攻）

2 特徴

(1) PBL 型教育の導入

情報通信技術やプロジェクトマネジメントの専門的知識だけでなく、これらの知識を利用して業務遂行能力を向上させるため、第一線の現場の課題を教材とした実践型教育手法である PBL（Project Based Learning）型教育を導入する。

(2) クォータ制の導入

専門的知識や技能を短期間で、集中的に習得ができるよう、1 年を 4 期に区分するクォータ制を採用する。

(3) 社会人に開かれた大学

授業時間を、平日夜間及び土曜日等に設定し、社会人学生が受講しやすいカリキュラムとした。

「オープンインスティテュート」を開設し、産業界のニーズに迅速、柔軟に対応した講座などを広く一般に提供する。

(4) 産業界との連携

大学の運営について、学長の諮問機関として「運営諮問会議」を設置し、産業界のニーズを迅速かつ柔軟に教育に反映させることとしている。委員は、企業等の経営者を中心に構成する。

東京都、東京都立産業技術研究センター、企業等との共同研究等へ取り組んでいく。

3 平成 17 年度の準備状況

- (1) 学長を中心に、教学全般の方針及び具体的内容を策定し、文部科学省に対して、6 月に「産業技術大学院大学」の設置認可申請を行った。その後、9 月の実施審査を経て、12 月に、文部科学省から設置認可を受けた。
- (2) 教員予定者会議（教学準備会議）等の検討組織において、時間割やシラバスの作成など開学に向けた教務関係の準備や、入試問題の作成及び入試実施体制の検討など入学者選考の実施に向けた準備などを行った。
- (3) 産業技術大学院大学の開学や学生募集などについて、ホームページの作成や情報誌へ

の記事掲載を行ったほか、大学説明会を4回開催するなど、広報活動を積極的に行った。その結果、本学において必要となる専門的知識を有すると認めた学生（52名）が入学することとなった。

- (4) 東京都立工業高等専門学校との合同キャンパス内に設置することに伴い、東京都からの教育財産使用許可を受けるために必要な手続を行ったほか、講義室など高専と共同利用する施設の運用方法など、施設を有効活用するための調整を行った。
- (5) 大量の情報の同時通信を実現する高速な情報システムや実際にネットワークの構築を体験実習できる実験室など、専門職大学院にふさわしい実践的教育の提供に必要な施設を整備した。
- (6) 「運営諮問会議」の設置へ向けて、産業界からの委員選出を行った

Ⅲ. 東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学、東京都立短期大学に関する実施状況

東京都立大学、東京都立科学技術大学、東京都立保健科学大学及び東京都立短期大学の在学者に対し、卒業に向けて必要な教育課程を保障するための措置を行うとともに、履修相談・指導や就職支援の充実を図った。

1 卒業予定者に対する就職支援

各大学の卒業予定者の就職支援については、新たに就職課を設置し、そのもとに複数の就職カウンセラーを配置するなど、支援体制及び支援内容の充実を図った。この結果、平成17年度卒業者のうち就職希望者の就職率（3大学・学部生）は94.7%と、前年度（92.7%）に比べ2.0%改善された。

2 在学者に対する履修指導等

東京都立短期大学については、平成16年4月（夜間課程は平成15年4月）に入学した最終入学者が、平成17年度に標準修業年限による最終年次を迎えた。

そのため、1年次向けの授業科目を必要に応じ開講するなど、学生が円滑に卒業できるよう、授業時間編成上の配慮を行った。また、学生の履修状況の把握に努め、必要性が確認された学生に対しては個別に呼び出して履修指導を行うなど、きめ細かな対応を行った。

この結果、大部分の学生を卒業させることができ、平成18年度も引き続き在学する学生の人数は、28名となった

IV. 法人運営の改善に関する実施状況

公立大学法人化により、組織、人事、財務面について、法令等のもと、法人独自の規則を定めることができるようになり、大学運営の特性を踏まえた自律的・弾力的な運営が可能となった。法人設立初年度である平成 17 年度は、法人全体の企画立案機能の充実、法人・大学運営を早期に軌道に乗せるための体制の整備に取り組み、法人化のメリットを活かした円滑な運営の基盤を構築した。

具体的には、経営と教学の適切な役割分担による企画立案機能の整備、経営的な視点による予算配分システムの確立、任期制・年俸制・評価制度をトータルシステムとして整備した「教員の新たな人事制度」の構築、学生サポートセンターや産学公連携センターなど大学の使命を実現するための組織の整備など、により円滑な運営の仕組みを作った。

あわせて、社会の要請に応える新コース開設準備など、平成 18 年度以降の改革を一層進めるための取組も着実に実施した。

1 法人全体の企画立案機能の整備

法人・大学の運営については、経営と教学の適切な役割分担を行うという考え方から、定款の規定により、学長と理事長は別に任命することとした。初代理事長には知事の任命により企業経営経験者が就任し、理事長及び学長のリーダーシップによる迅速な意思決定を実現するシステムを整備した。

法人の経営に関する重要事項の審議機関として、「経営審議会」を設置した。理事長を議長とし、副理事長、理事に加え、大学運営や企業経営に深い識見を持つ「学外委員」を構成員とし、社会の幅広い意見を法人運営に適切に反映することができる体制とした。経営審議会の審議事項は、中期目標への意見、中期計画及び年度計画、規程の制定改廃、人事の方針、自己点検評価、重要な組織の編成、予算、決算、その他法人の経営に関する重要な事項等とした。

教育研究に関する重要事項の審議機関として、「教育研究審議会」を設置した。「教育研究審議会」は、学長を議長とし、事務局長、各教育研究組織の長を主な構成員とした。教育研究審議会の審議事項は、中期目標への意見、中期計画及び年度計画、規程の制定改廃、人事の方針、自己点検評価、教育課程の編成方針、学生の支援、学生の在籍及び学位に係る方針、その他教育研究に関する重要な事項等とした。

各教育研究組織には「教授会」を設置し、「教育研究審議会」の議を経て定められる基本方針に基づき、学生の入学卒業などの在籍に関すること及び学位の授与に関する事項、教育課程の編成に関する事項、その他教育研究に関する重要な事項を審議することとした。

学内に設置した「運営委員会」は、理事長及び学長の意思決定を補佐するものと位置づけ、円滑かつ効率的な意思決定やリーダーシップを実現できるシステムを整備した。

また、理事長及び学長のリーダーシップのもと、戦略的な法人・大学運営を行うため、「経営・教学戦略委員会」を設置した。「経営・教学戦略委員会」は、教育研究の活性化及び効

率的・効果的な経営の実現のための戦略や方針を検討することを目的とし、理事長及び学長の諮問に基づき、「入試のあり方」及び「首都大学東京の強み」などを始めとするテーマについて、意見をとりまとめた。

さらに、教務企画支援及び研究支援の強化を目的とした「研究支援室」を設置し、教育研究に関する情報提供など、教育研究などの「強み」の強化へ向けた取組を行った。

2 経営的な視点による予算配分システムの確立

平成 17 年度予算においては、大学改革を戦略的かつ機動的に推進するために「大学改革推進費」を設け、本学の魅力が十分伝わるよう受験生、一般都民、企業などに対し最も効果的な手法を駆使した広報の充実、学外発信・学内交流機能強化のための設備改善及び長期的視点からの施設保全の準備などに予算を重点的に配分した。

平成 18 年度予算編成においては、「より戦略的な取組を高めること」、「引き続き将来へ向けた備えと中長期的な課題への対応を進めること」、「新たに開設する産業技術大学院大学の運営を円滑に行うこと」を基本的な考え方とした。

具体的には、特色ある教育の取組み促進、東京都や産業界などとの連携強化、積極的な広報活動、教育環境改善のための老朽備品の更新など大学改革へ向けた一層の取組を進めるため、重点的及び戦略的に予算を配分することとした。

また、予算執行については、意欲ある取組みと努力が報われる仕組みを導入するとともに、学部独自の取組みを促進するなど、きめ細かい予算配分もおこなった。

3 人事の適正化を図るための制度の構築

法人の人事に関する事項を検討又は審査するための委員会として、人事委員会を設置した。人事委員会は、教育研究組織の編成、人事に係る方針・計画、業績評価、懲戒処分の審査、不服申立て、兼業に関する審査等を検討・審査事項とした。検討・審査事項に応じて学外委員を加え、公平・公正な審議を確保し、社会の幅広い意見の適切な反映を行う体制とした。

教員の人事給与制度については、平成 17 年 4 月から任期制・年俸制を導入した。さらに、教員の意欲と努力に応え、大学の教育研究の質をさらに高めることを目的として、任期制、年俸制、教員評価をトータルシステムとして整備した「教員の新たな人事制度」を平成 18 年度から導入することとした。この制度構築により、任期制については、節目ごとの定期点検により教員のステップアップの契機とするとともに、教育研究の質の維持向上を図り、適切な流動性を確保することで、組織の活性化を図ることとした。また、合理的な再任基準を定めることにより安定した教育研究活動を支援できる仕組みとした。年俸制については、職務・職責の差異や業績を的確かつ端的に反映できる給与構成とし、昇給・昇格や業績給を、教員評価や任期制と連動する制度とした。教員評価については、人事制度全体の根幹をなす制度として整備し、教育・研究、社会貢献、組織運営の公正・公平な評価を行

うこととし、平成 18 年度から試行することとした。

4 業務の内容に応じた固有職員・人材派遣職員の導入

法人化に伴い、業務の内容に応じた適切な役割分担のもと、都派遣職員・固有職員・人材派遣職員の適切な活用を図ることとした。

固有職員については、幹部職員での登用のほか学生生活支援業務（学修カウンセラー、就職カウンセラー等）、定例的・補助的業務及び非常勤職員が担っていた専門的業務に導入した。また、勤務評定方法や評定に基づく更新判定方法を策定し、これに基づき適切な更新判定を行った。

人材派遣については、民間企業の経験・知識を活かせる経理業務、秘書業務、施設管理業務等に導入した。

5 大学の使命を実現するための組織の整備

学生生活を総合的にサポートすることを目的として、「学生サポートセンター」を設置し、履修相談や就職支援などの学生支援全般の取組みを強化した。また、大学の研究成果を広く社会に還元し、地域産業の振興や文化の発展に寄与するため、「産学公連携センター」を設置し、共同研究、受託研究の推進や産学公交流の推進に取り組んだ。

6 新コースの設置

社会の要請に応えた教育研究の推進のため、平成 18 年度以降の新たなコース開設へ向けた取組を実施した。

(1) インダストリアルアートコース

ア 目的

様々な産業・活動を芸術的な視点から再編集し、新しい文化的な創造活動をプロデュースしていく人材の育成を目指す。

イ 開設学部

システムデザイン学部（日野キャンパス。1～2年次は南大沢キャンパス）

ウ 開設時期

平成 18 年 4 月

エ 入学定員

60 名

オ カリキュラムの特色

次の 3 つのコア（専門分野）から構成される。

- ・プロダクトデザイン 家庭用品や家電製品から自動車、鉄道に至る多様な工業製品とそのシステムのデザイン

- ・メディアアート デジタル技術をベースに映像、音響からプリントメディアに至るメディアアートとコンテンツづくり
- ・アート&デザインシステム アート・デザイン資源を生活や産業に活かすためのプロデュースや編集

カ 平成17年度の取組状況

インダストリアルアートコース設立準備委員会で教育課程の検討等を行うとともに、学生の受け入れに万全を期すため、年度途中で3名の教員を採用して、入学者選抜の準備、教材整備など精力的に開設準備に取り組んだ。

施設面では、造形実習など専門的な教育を1年次から実施する必要があることから、南大沢キャンパスにアトリエ教室など実習教育施設を整備した。

新たに開設するコースのため、パンフレット作成、ホームページによる広報にも力を入れ、非常に多くの入学志願者を集めた。入学志願者に対して受験機会を確保するため、第一次選抜を行わず、試験科目では想定デッサン等を行う「造形表現」を実施したほか、全受験者に対して面接を実施するなど特色ある入学者選抜を行った。

(2) 都市政策コース

都市政策コースは、大都市が抱える様々な政策課題について、大都市東京に位置するという立地条件の優位性を最大限に活かしながら、課題解決に結び付けていく実践的思考力を育成することを目的に、都市教養学部を設置したコースである。

本コースは、3年次進級時に選択するコースであり、19年度から1学年15名程度の学生を受け入れる予定である。

これまでの学問体系の枠にとらわれず、より広い視野に立って都市政策を学ぶことのできる科目提供を行うことを特色としており、都市政策論や都市経営論といった基幹的科目に加え、政策分析方法論や政策評価研究、都市空間論、統計データ分析など、都市政策に不可欠な分析手法や方法論を重点的に学修するカリキュラム構成となっている。

17年度は、都市政策コース準備委員会を設置し教育課程の検討等を行ったほか、3年次進級時におけるコース選考基準や履修に関するコース規則を定めるなど、19年度からの学生受け入れに向けた準備を行った。新入生に対しては、コースの内容を紹介するガイダンスを実施した。

また、近隣首長、元東京都副知事を招いた都市政策フォーラムを2回開催し、コースの教育研究の内容について学生や社会に対して広く周知を行った。

(3) 観光・ツーリズムコース（仮称）

自然・文化ツーリズムの視点から新たな国際都市のビジョンを構築できる人材を育成することを目的に、20年度のコース設置に向けて準備を進めている。

17年度は、都市環境学部長を座長として、観光・ツーリズムコース（仮称）検討部

会を開催し、教育研究内容の基本的な内容や、学部、大学院に設置する場合の課題の抽出等について精力的に検討を行った。今後、この検討を受け、経営的側面を含め総合的に検討を行い、コースの概要について決定する予定である。

また、コース開設に先立ち、18年度に東京都からの寄附講義を開講することとし、17年度は、その準備を兼ねて東京都産業労働局観光部と環境局自然環境部と連携し、観光事業推進に必要な人材と、自然環境保全及び適正利用・管理を担う人材の育成について調査研究を行った。

V. 財務運営の改善に関する実施状況

法人化に伴い、従来に比べ収入・支出の両面において、外部資金の獲得の促進、経費節減の工夫、効果的な資金運用、節減経費の繰越など、より弾力的・機動的な対応が可能となった。これらの財務運営上のメリットを最大限に活かし、中長期的な視点に立った効率的な財政運営に取り組んだ。

1 外部資金獲得のための整備

外部資金の獲得は、より多くの研究成果を生む源となり、その研究成果の社会還元を充実させるほか、法人自体の財政基盤をより強固なものとするができる。そのため、外部資金獲得のための体制づくりをすすめるとともに、外部資金獲得を促進するしくみを構築した。

体制づくりとしては、「産学公連携センター」を設立し、外部資金の申請及び契約事務を一元処理する体制を整備したほか、首都大学東京の研究成果と都内企業のニーズのマッチングを図る「産学公連携コーディネーター」を6名配置した。また、他の研究機関などをとりまとめて研究を管理する「中核機関」として位置づけを明確にし業務を取り扱うこととした。

科学研究費補助金及び国の提案公募型研究費などの外部資金の間接経費について、大学全体の研究活動を活性化するため、用途及び配分ルールを明確にすることとし、全学での研究基盤強化、外部資金獲得促進、部局の研究環境整備等へバランスよく配分した。

寄附金については、これまで企業からの特定目的、研究への寄付が中心であったが、より広く、積極的に寄附を受け入れるため、「一般寄附金」の制度を導入し、個人からの寄附や多様な目的の寄附を受け入れることとした。また、その寄付による研究の対象経費についても、その目的に沿って教育研究を円滑に推進するために、用途の拡大を図った。

さらに、契約した研究について、実施の資金受領の前でも研究を速やかに開始できるようにするため及び補助金の適正な経理を行うことを目的として、科学研究費補助金等が交付されるまでの間、研究に必要な経費を法人の余裕資金の範囲内で立替払を行う制度を整

備し、平成 18 年度から実施することとした。

2 経費の抑制

法人及び大学が、学生等に対する教育研究の質を確保しつつ、将来的な財政状況も見据えながら自主的・安定的経営をおこなっていく上で、経費抑制は重要な課題のひとつである。

このため、各部門で徹底した業務や制度の見直しを行い、経費抑制に取り組んだ。

具体的には、授業料納付者へのサービス向上及び事務の省力化を目的とし、「授業料口座振替制度」を平成 18 年度前期分から実施することとした。

また、契約制度については、①長期的視点から業務委託等を進めることにより、複数年にわたる安定した業務の履行を確保する「長期継続契約制度」、②入札情報を公表し、幅広く希望者を募ることなどにより、より競争性の高い入札を実施する「希望制指名競争入札制度」、③契約案件を集約し、規模のメリットを活かしながら業務の省力化を実施する「法人用品制度」などを導入し、契約金額及び管理的経費の縮減、履行の質の確保などを図った。

さらに、各予算部門の主体的な経費節減努力を促進するため、経費節減の最低ラインを設定し、そのラインを上回る予算の執行残が生じた場合、その一部又は全部を次年度予算に上乘せする形で還元する制度を実施した。

3 効果的な資金運用・資金管理

法人化初年度である 17 年度は、法人化に伴う財務運営上の影響を十分予測できない状態であったため、少なくとも法人化前と同じサービス水準を確保するとともに、不測の事態に備えることを主眼に、「平成 17 年度資金管理計画」を策定し、より安全な資金管理・運用を実施した。

平成 18 年度に向けては、17 年度の状況を踏まえ、3 月に「平成 18 年度資金管理計画」を策定し、①必要な資金流動性を確保しつつ、余裕資金を可能な限り積極的に運用、②可能な限り長期間の運用、③安全性に留意した運用先の選定、④可能な限り多額の単位で、より有利な運用利率の確保、等の視点にたつて、金融商品や対象業者の選定等を行い、余剰資金の運用による収入増加を図ることとした。

VI. 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する実施状況

自己点検・評価の実施体制の整備について、経営審議会及び教育研究審議会を経て決定し、自己点検・評価委員会において教育研究分野の実施に向けた検討を行うなど、平成 18 年度早期に自己点検・評価を実施できるよう準備を行った。

VII. その他業務運営に関する実施状況

1 広報活動の積極的展開

平成 17 年度は、開学初年度である首都大学東京及び平成 18 年度開学予定の産業技術大学院大学の概要及び理念、知名度・認知度の向上を目的として、「平成 17 年度広報計画」を策定し、効果的な時期及び手法により、積極的な広報を展開した。

受験生向けには大学説明会や入学試験の案内等の情報提供を、新聞、電車（車内広告）、インターネット（バナー広告）など、多様な媒体を使って実施した。都民向けには首都大学東京の概要やオープンユニバーシティの案内、産業技術大学院大学の紹介等を主にマスメディアを媒体に展開したほか、都庁展望室においてパネル展示を行った。企業向けには、産学公連携活動について、プレス発表を中心にマスメディアに情報提供を行った。

2 施設の適正な管理、有効活用

首都大学東京のPRとともに、映像文化の振興、東京のPR及び東京の文化発信力の向上への寄与を目的として、大学の施設における映画等の撮影について必要な手続を定め、また、料金設定を新たに行い、施設の有効活用に努めた。平成 17 年度は、ドラマ、CMなど 30 件を超える利用があった。

平成 18 年度に予定している教育研究組織の再編に伴う施設の再配置について、全学的に最も効率的な施設の活用のための配置を行うことなどを内容とする「施設の再配置に関する基本方針」を策定し、準備を進めた。

Ⅷ. 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額 (実績－計画)
収入			
運営費交付金	15,127	15,127	0
施設費補助金	39	37	△ 2
自己収入	5,113	4,920	△ 193
授業料及入学金検定料収入	4,899	4,789	△ 110
その他収入	214	131	△ 83
外部資金	1,000	822	△ 178
計	21,279	20,906	△ 373
支出			
業務費	19,160	17,108	△ 2,052
教育研究経費	11,858	10,564	△ 1,294
管理費	7,302	6,544	△ 758
施設整備費	39	37	△ 2
外部資金研究費	1,000	803	△ 197
自律化推進積立金	460	460	0
効率化推進積立金	620	620	0
計	21,279	19,028	△ 2,251

注) 自律化推進積立金は、法人の自律化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる基金です。

注) 効率化推進積立金は、法人の効率的な運営の推進を図ることにより、今後の標準運営費交付金の逡減に備え、新たに生じる必要な需要に的確に応えることを目的として積み立てる基金です。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額 (実績 - 計画)
費用の部	20,094	19,692	△ 402
經常費用	20,094	18,520	△ 1,574
業務費	17,434	14,994	△ 2,440
教育研究経費	3,662	2,919	△ 743
受託研究費等	916	430	△ 486
役員人件費	90	65	△ 25
教員人件費	10,280	9,076	△ 1,204
職員人件費	2,486	2,504	18
一般管理費	2,402	2,187	△ 215
財務費用	—	15	15
減価償却費	258	1,324	1,066
臨時損失	—	1,172	1,172
収入の部	21,174	22,645	1,471
經常収益	21,174	21,473	299
運営費交付金収益	14,887	14,705	△ 182
授業料収益	4,083	4,281	198
入学金収益	576	578	2
検定料収益	240	219	△ 21
受託研究等収益	924	453	△ 471
寄附金収益	—	102	102
施設費収益	—	14	14
補助金等収益	—	49	49
その他収益	214	169	△ 45
資産見返運営費交付金等戻入	23	6	△ 17
資産見返補助金等戻入	—	0	0
資産見返寄附金戻入	—	8	8
資産見返物品受贈額戻入	227	889	662
臨時利益	—	1,172	1,172
純利益	1,080	2,953	1,873
総利益	1,080	2,953	1,873

注) 総利益のうち、1,080百万円は、自律化推進積立金相当額と効率化推進積立金相当額である。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差 額 (実績－計画)
資金支出	21,279	20,873	△ 406
業務活動による支出	19,693	14,887	△ 4,806
投資活動による支出	506	266	△ 240
財務活動による支出	—	453	453
翌年度への繰越金	1,080	5,267	4,187
資金収入	21,279	20,873	△ 406
業務活動による収入	21,240	20,834	△ 406
運営費交付金による収入	15,127	15,127	0
授業料及入学金検定料による収入	4,899	4,788	△ 111
受託研究等収入	1,000	514	△ 486
補助金等収入	—	53	53
寄附金収入	—	182	182
その他の収入	214	170	△ 44
投資活動による収入	39	39	0
施設費補助金による収入	39	39	0
前年度よりの繰越金	0	0	0

注) 翌年度への繰越金のうち、1,080百万円は自律化推進積立金相当額と効率化推進積立金相当額である。

注) 自律化推進積立金は、法人の自律化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる基金です。

注) 効率化推進積立金は、法人の効率的な運営の推進を図ることにより、今後の標準運営費交付金の逡減に備え、新たに生じる必要な需要に的確に応えることを目的として積み立てる基金です。